

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領

制 定 令和3年1月28日付け2生畜第1817号
農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知

第1 趣 旨

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の実施については、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2生畜第1717号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成され、各事業ごとの取組内容、事業実施主体等は、別記1～別記5に定めるとおりとする。

1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業

別記1に定めるとおりとする。

2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業

(1) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業

別記2に定めるとおりとする。

(2) 鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業

別記3に定めるとおりとする。

(3) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

別記4に定めるとおりとする。

(4) 牛乳乳製品の輸出コスト低減に向けた技術開発・実証等支援事業

別記5に定めるとおりとする。

第3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、令和3年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。